

<一般委託>

乳幼児健診個人票等印字出力業務委託(令和5年10月-令和6年3月)仕様書(一般委託)

乳幼児健診個人票等印字出力業務委託(令和5年10月-令和6年3月)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	乳幼児健診個人票等(令和5年10月から令和6年3月分)の印字出力業務を委託するものである。
2	履行期間	契約の日から令和6年(2024年)3月31日まで
3	施行場所	横須賀市民生局健康部健康管理支援課
4	業務内容	別紙「特記仕様書」のとおり
5	特記事項	○個人情報に関しては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」のとおり。 ○受託者は、この契約の履行により知り得た委託業務の内容を一切第三者に漏らしてはならない。 ○受託者は、本契約業務の実施にあたって、条例、規則、関係法令を十分に遵守すること。 ○次年度令和6年4月から9月まで随意契約予定あり。(詳細は別紙参照)
6	関係法規	
7	資格要件	本業務履行については、個人情報保護を目的としたセキュリティシステムを処理作業現場に完備していること。
8	契約方法	単価契約
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	その他事項	(1)帳票類見本の閲覧、提供を希望される場合は、来庁に際して事前の予約連絡を行なうこと。 (2)製品作成について特許等がある場合は、納入業者がその責任を負うこと。 (3)この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員連絡先	横須賀市民生局健康部健康管理支援課 子ども健診担当 046-845-6727(直通)

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<ul style="list-style-type: none">・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。
----------------------------------	---

令和5年度乳幼児健診個人票等印字出力業務委託(令和5年10月—令和6年3月)
内訳書 (税抜き)

NO	種別	帳票名	処理予定件数	契約単位	上限単価(円)	契約単価(円)
1	個人票	乳児健診	912	枚	300	
2		1歳6か月児健診	912	枚	300	
3		3歳児健診	1,082	枚	351	
4		10か月児健診	912	枚	303	

特 記 仕 様 書

健康部健康管理支援課

- 1 件 名 乳幼児健診個人票等印字出力業務委託（令和5年10月-令和6年3月）
- 2 施行・納品場所 健康部健康管理支援課（西逸見町・ウェルシティ3階）
- 3 業務内容
乳幼児健診（別紙、「乳幼児健診個人票等印字出力業務」一覧表を参照）
 - （1） 乳幼児健診個人票に、出力用データを使用し印字出力及び封入封緘を行い、委託者が指定する場所に納品する。
 - （2） 業務委託契約締結後、本番出力までの間に、委託者が用意するデータに基づき、印字から封入封緘までのテストを行う。委託者の目的に合った成果物ができるまで、テストを複数回行う。
- 4 履行期間 契約の日から令和6年3月31日まで
- 5 業務の詳細と条件
 - （1） 乳幼児健診（No1～4）のデータ提供は、「乳幼児健診個人票等印字出力業務」一覧表のとおり。
※ 一部ドットプリンタでの印字が必要になる。
 - （2） この作業に要する帳票・封入物・封筒・用紙は、委託者が提供する。
 - （3） 業務の履行期限は、「乳幼児健診個人票等印字出力業務」予定表の納品希望日を参照のこと。
 - （4） 印刷時のトラブル対処のため、事業所内にバックアップ体制を整え、迅速な対応ができること。
- 6 受け渡しデータ、外字の仕様等について
 - （1） 出力用データ
 - ① pdfファイル。（上記（1）のNo1～4のすべて）ソート作業は不要。
 - ② pdfファイルもしくはフォルダを暗号化して提供する。暗号化データの復元化については、パスワードを別途連絡する。
 - ③ 出力データはDVDまたはUSB等記録媒体（正副2枚・委託者が用意）で提供する。
 - （2） ユーザ外字
※ pdfファイルによる印字委託であるため、外字の出力に製品の導入は必要ない。
- 7 委託条件
 - （1） 業務の実施にあたっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守すること。
 - （2） 個人情報保護を目的としたセキュリティシステムを処理作業現場に完備していること。
 - （3） この契約により知り得た委託業務の内容を、一切第三者に漏らさないこと。
 - （4） 受託者は、委託者の承諾を得た場合を除き、自ら個人情報を取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を委託してはならない。
 - （5） 別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」の規定を遵守すること。
 - （6） 委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度4月1日から9月30日まで、本契約と同条件、同単価で契約する予定である。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の3か月前までに通知すること。
- 8 作成物の帰属 この委託業務による作成物の所有権は、本市に帰属する。
- 9 提供したデータの保護
次の事項について遵守すること。
 - （1） データの安全対策を講じること。
 - （2） データの授受は、書面をもって行うこと。
 - （3） データはこの業務以外に使用しないこと。
 - （4） データを契約期間終了まで善良な管理のもとに保管すること。
 - （5） データはこの業務の履行上不要となった時点で遅滞なく返還すること。

10 委託料の支払方法

各月末締めをもって適正な完了届の提出による検査終了後、受託者の請求により精算する。
ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算（円未満の端数切捨て）するものとする。

11 その他

- (1) 製品作成について特許等がある場合は、納入業者がその責任を負うこと。
- (2) その他、この仕様書に定めのない事項及び、業務遂行上疑義が生じた場合には、その都度、協議のうえ処理する。

「乳幼児健診個人票等印字出力業務」一覧表(令和5年10月～令和6年3月)

乳幼児健診

横須賀市民生局健康部健康管理支援課

No	種別	帳票名等	帳票形態・用紙サイズ等		処理予定 件数(枚)	出力時期	折り	封入	封入点数 (帳票以外)	封入物	備考
1	個人票	乳児健診	普通紙 (厚口) *両面印刷	A4	912	毎月	○	○	2点 (内、1点は ※不定期)	①乳児健康診査票・お母さんのための子育て アンケート(A3用紙1枚) ②その他のお知らせ(A4用紙1枚 ※不定期)	
2		1歳6か月児健診	普通紙 (厚口) *両面印刷	A4	912	毎月	○	○	2点 (内、1点は ※不定期)	①1歳6か月児健康診査票(A3用紙1枚) ②その他のお知らせ(A4用紙1枚 ※不定期)	
3		3歳児健診(3歳5～6か月で実施)	普通紙 (厚口) *両面印刷	A4	1,082	毎月	○	○	5点 (内、1点は ※不定期)	①3歳児健康診査票(A3用紙1枚) ②視力と聴力の調査のおねがい(A4用紙、6 枚1セット) ③検尿コップ、スポイト ④検尿容器(試験管)※③含めてビニール袋 入り ⑤その他のお知らせ(A4用紙1枚 ※不定期)	
4		10か月児健診	普通紙 (3枚複写)	A4	912	毎月	×	○	2点 (内、1点は ※不定期)	①10か月児健康診査のご案内・協理医療機 関一覧表(A4用紙1枚 両面印刷済の厚口) ②その他のお知らせ(A4用紙1枚 ※不定期) ★ 帳票は10か月児健康診査受診券兼記録 票(A4サイズ 複写式3枚1セット)をドッドプリ ンタで印字したもの	

【横須賀市】令和5年度「乳幼児健診個人票等印字出力業務」(令和5年10月ー令和6年3月)(データ提供日・納品希望日・出力件数)予定表

	令和5年10月				令和5年11月				令和5年12月			
	データ提供	納品		予定件数	データ提供	納品		予定件数	データ提供	納品		予定件数
乳幼児健診お知らせ	10月13日(金)	10月25日(水)	乳児	152	11月15日(水)	11月27日(月)	乳児	152	12月15日(金)	12月25日(月)	乳児	152
			1歳6か月児	152			1歳6か月児	152			1歳6か月児	152
			3歳児	181			3歳児	181			3歳児	180
			10か月児	152			10か月児	152			10か月児	152

	令和6年1月				令和6年2月				令和6年3月			
	データ提供	納品		予定件数	データ提供	納品		予定件数	データ提供	納品		予定件数
乳幼児健診お知らせ	1月15日(月)	1月25日(木)	乳児	152	2月15日(木)	2月26日(月)	乳児	152	3月15日(金)	3月25日(月)	乳児	152
			1歳6か月児	152			1歳6か月児	152			1歳6か月児	152
			3歳児	180			3歳児	180			3歳児	180
			10か月児	152			10か月児	152			10か月児	152

参考【横須賀市】令和6年度(令和6年4月～9月)「乳幼児健診個人票等印字出力業務」(データ提供日・納品希望日・出力件数)予定表
 (両者が合意した場合に別途行う契約の履行期間)

	令和6年4月				令和6年5月				令和6年6月			
	データ提供	納品		予定件数	データ提供	納品		予定件数	データ提供	納品		予定件数
乳幼児健診お知らせ	4月15日(月)	4月25日(木)	乳児	150	5月15日(水)	5月27日(月)	乳児	150	6月14日(金)	6月25日(火)	乳児	150
			1歳6か月児	150			1歳6か月児	150			1歳6か月児	150
			3歳児	175			3歳児	175			3歳児	175
			10か月児	150			10か月児	150			10か月児	150

	令和6年7月				令和6年8月				令和6年9月			
	データ提供	納品		予定件数	データ提供	納品		予定件数	データ提供	納品		予定件数
乳幼児健診お知らせ	7月16日(火)	7月25日(木)	乳児	150	8月15日(木)	8月26日(月)	乳児	150	9月13日(金)	9月25日(水)	乳児	150
			1歳6か月児	150			1歳6か月児	150			1歳6か月児	150
			3歳児	175			3歳児	175			3歳児	175
			10か月児	150			10か月児	150			10か月児	150

個人情報の取扱いに関する特記事項（特定個人情報を含む）

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報及び特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報及び特定個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な取得等）

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

（適正な管理）

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

（管理責任者等の教育及び研修）

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章（行政機関等の義務等）及び番号法第48条から第51条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

（個人情報に関する秘密の保持）

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複製等の禁止）

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

（資料等の返還、引き渡し若しくは消去）

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解

除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であつて、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法に

ついて具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報取扱い状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(特定個人情報への適用)

第13条 特定個人情報を取り扱う場合においては、第2条から第12条までの規定を準用する。その場合において、「個人情報」とあるのは「特定個人情報」と読み替えるものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙（再受託者を含む。）が本特記事項に定める義務を果たさない場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙（再受託者を含む。）は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第15条 乙（再受託者を含む。）は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第16条 乙は、この契約における個人情報取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。